

令和6年10月7日

流山市長 井崎 義治 様

流山市環境審議会

会長 新保 國弘



第3次流山市環境基本計画の策定について（答申）

令和5年6月1日付け流環第99号により諮問のありました本件につきまして、流山市環境基本条例（平成13年流山市条例第22号）第8条の規定に基づき、当審議会において真摯に審議を積み重ね、ここに答申書として第3次流山市環境基本計画（素案）を提出いたします。

この10年間、平均気温の上昇や線状降水帯による予想困難な大雨の発生など、気候変動が大きな影響を及ぼし、地球環境に関する状況は大きく変化しています。

また、日本全体として少子高齢化に伴う人口の減少傾向が見られるなか、本市の人口は顕著に増加しており、このことに伴う環境への影響が懸念される状況ですが、第4期流山市地球温暖化対策実行計画（区域政策編）の策定、ゼロカーボンシティの表明など地球温暖化対策に取り組んでいるほか、流山市一般廃棄物処理基本計画に基づくごみの減量、生物多様性ながれやま戦略に基づく生物多様性の推進を含め多くのことに取り組まれ、一定の成果をあげているものと理解しています。

しかし、環境に関する施策は一朝一夕にはいかず、長期に渡り続けていくことが必要であり、これまでの成果をさらに大きなものとし、本市の環境を未来に残し持続していくためには、世界情勢や気候変動の影響も踏まえた、一層の取組や努力、多くの方々の協力が必要不可欠です。

本計画の基本目標5にもあるように、本計画に示す施策を市民、事業者、市のすべてが「オール流山」として推進することにより、目標が達成され、本市の環境がより良いものとなるとともに未来を担う子どもたちに残せることを願い、ここに答申します。